

国際海上コンテナ車(40ft背高)特殊車両通行許可不要区間について(概要)

概要

- 平成30年3月に「重要物流道路制度」が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつある。
- このため、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする。

指定延長

令和元年7月以降、順次指定

重要物流道路(約36,000km)のうち

- ・高規格道路 約13,500km
- ・直轄国道 約15,000km
- ・地方管理道路(拠点へのラストマイル等) 約3,200km

合計 約31,700km

※令和7年10月時点

効果

- 当該区間の通行にあたり特車許可は不要

従来 許可まで30日程度 → 運用開始後 許可不要

国際海上コンテナ車(40ft背高)が機動的に通行できる道路ネットワークの構築

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft背高)



<一般的制限値の引き上げ>

	高速自動車国道 ・その他
総重量(t)	20 重さ指定道路25※1
車高(m)	3.8 高さ指定道路4.1
車長(m)	12

(道路構造等の観点から支障のない区間)
重要物流道路

	国際海上コンテナ車(40ft背高) 特殊車両通行許可不要区間
総重量(t)	44※2
車高(m)	4.1※3
車長(m)	16.5

※1 車両長及び軸距に応じた制限あり

※2 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり
このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり

※3 現行の規定(高さ指定道路)により指定

<要件>

- ① 国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行
- ② ETC2.0車載器の搭載及び登録 等